

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市が発注する建設工事及び維持業務（樹木維持業務及び除草業務をいう。）委託並びに測量、建設コンサルタントその他建設工事に係る業務委託の入札等において、設計違算が判明した場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「設計違算」とは、単価又は数量の誤り、費用の計上漏れ等の理由による設計金額の誤りをいう。ただし、積算数量等の不整合は含まないものとする。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札の公告、指名通知等を行った後、開札前に設計違算が判明した場合は、入札等中止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号を全て満たすときは、入札等を継続することができるものとする。

- (1) 設計違算を訂正しても入札等の参加資格要件に変更が生じないとき。
- (2) 設計違算を訂正しても予定価格に変更が生じないとき。
- (3) 入札等に係る質問の回答日までに設計違算を訂正し、訂正した内容を入札等の参加者又は参加希望者に周知することができるとき。

(落札決定前の対応)

第4条 市長は、開札後、落札者を決定するまでの間に設計違算が判明した場合は、当該入札等を無効とし、落札候補者を決定しているときは、これを取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号を全て満たすときは、当該入札等を有効とし、落札者の決定に係る手続を継続することができるものとする。

- (1) 設計違算を訂正しても予定価格に変更が生じないとき。
- (2) 設計違算を訂正しても落札候補者に変更が生じないとき。
- (3) 設計違算に係る変更契約が必要な場合に落札候補者の同意が得られるとき。

(契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札者を決定し、契約を締結するまでの間に設計違算が判明した場合は、当該入札等を無効とし、落札者の決定を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号を全て満たすときは、当該入札等を有効とし、契約の締結に係る手続を継続することができるものとする。

- (1) 設計違算を訂正しても予定価格に変更が生じないとき。
- (2) 設計違算を訂正しても落札者に変更が生じないとき。
- (3) 設計違算に係る変更契約が必要な場合に落札者の同意が得られるとき。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約の締結後に設計違算が判明した場合は、契約の相手方と協議を行い、契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方が契約の継続を望んでいる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じて変更契約を行った上で、契約を継続することができるものとする。

- (1) 設計違算を訂正しても予定価格及び落札者に変更が生じないとき。
- (2) 契約の履行状況等により契約を解除し難いとき。

(公表)

第7条 第3条第1項により入札等を中止した場合又は第4条第1項若しくは第5条第1項により入札等を無効とした場合は、速やかにその旨を公表する。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、予定価格の設定等の誤りについて準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。